

平成30年度

南房総市財政健全化審査意見書

南房総市監査委員

南 監 第 2 9 号
令和元年 8 月 1 5 日

南房総市長 石 井 裕 様

南房総市監査委員 福 原 孝 雄

南房総市監査委員 辻 貞 夫

平成 3 0 年度南房総市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 3 0 年度南房総市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成30年度南房総市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

審査は、提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和元年7月30日から令和元年8月6日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に計算・作成されているものと認められた。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	12.80
連結実質赤字比率	－	17.80
実質公債費比率	7.8	25.0
将来負担比率	－	350.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため、将来負担比率は算定結果がマイナスのため、それぞれ「－」と表示している。

イ 資金不足比率

(単位：%)

区 分	平成30年度	経営健全化基準
国保病院事業会計	－	20.0
水道事業会計	－	20.0

※資金不足額がないので、それぞれ「－」と表示している。

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。